

当院からのご案内

◇歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。

(1) 当院は厚生労働省が定める保険医療機関です。

(2) 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。なお、明細書が必要にない場合は申し出ください。

(3) 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

診療報酬改定により、2024年10月1日から長期収載品を患者様ご自身で希望した際に選定療養費として自己負担が発生します。

* 詳細はこちらから→https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

(4) 保険外負担に関する事項について

- ・当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。
- ・金属床による総義歯の提供については一部が選定療養費として保険で支払われます。

◇当院では、以下の施設基準に適合している旨、厚生労働省関東信越厚生局に届出を行っています。

(1) 歯科初診料の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師およびスタッフがおります。

(2) 医療情報取得加算

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。患者さんの薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

(3) 明細書発行体制加算

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を医療費負担の無い方も含めて無料で発行しています。なお、必要のない場合は申し出ください。

(4) 歯科外来診療安全対策加算1

当医院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動対外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

(5) 歯科外来診療感染対策加算1

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

(6) 歯科治療時医療管理料

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制をとることができます。

(7) クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行なっています。

(8) CAD/CAM 冠及びCAD /CAM インレー

コンピューター支援設計・製造ユニットを用いて製作される被せもの又は詰め物の治療を行なっています。

(9) 歯科技工士連携加算2

患者さんの補綴物製作に際して、歯科技工士（所）と連携体制を確保しています。
また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。



のじま歯科クリニック
Nojima Dental Clinic